

②調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
<p>着手金 報酬金 (税込)</p>	<p>①に準ずる。 ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受 任するときの着手金は、①の2分の1 ※着手金の最低額は11万円</p>	<p>A</p>